

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	オカモト株式会社		コード	5122
提出日	2026/6/10	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	現在の独立役員2名の退任(任期満了)に伴い、新たに2名を独立役員に指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	菅野百合	社外取締役	○														○		有
2	徳弘高明	社外取締役	○														○	新任	有
3	山宮道代	社外取締役	○														○	新任	有
4																			
5																			

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社との間に特別の利害関係はありません。	菅野百合氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有していることから、当社の業務執行から独立した客観的な立場で当社取締役会において的確な提言・助言を行うことにより、経営体制の強化など当社のコーポレート・ガバナンスが更に強化されることを期待して、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主との利益相反が生ずる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
2	徳弘高明氏との間で顧問契約を締結しておりますが顧問料金額は少額であり、また定時株主総会にて選任が承認可決された場合は、当該顧問契約を解除する予定です。	徳弘高明氏は公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、これを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能が更に強化できる適切な人材として、社外取締役(監査等委員)に選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主との利益相反が生ずる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
3	当社との間に特別の利害関係はありません。	山宮道代氏は、弁護士として企業法務に精通しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有していることから、当社の業務執行から独立した客観的な立場で当社取締役会において的確な提言・助言を行うことにより、経営体制の強化など当社のコーポレート・ガバナンスが更に強化されることを期待して、社外取締役に選任しております。なお、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主との利益相反が生ずる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
4		
5		

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。